

2日獣発第260号

令和3年2月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について

令和3年度の狂犬病予防注射の実施については、令和3年2月8日付け事務連絡をもって、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、4月から6月に予定されている予防注射の円滑かつ適正な実施が危惧されることから、厚生労働省あて全国統一的に計画的な予防注射が実施されるよう、都道府県等に対する実施方針の速やかな提示等について要請したところです。

今般、本要請を受け、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり令和3年2月10日付け事務連絡「令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」が各都道府県、保健所設置市等衛生主管部（局）長あてに発出され、

- ① 令和3年度の予防注射の時期については、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えない方向での検討を進めていること、
- ② 都道府県等においては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、犬の所有者や獣医師等の感染リスクに留意し柔軟に予防注射の接種計画を検討するよう、管内の市区町村を含む関係者に周知すること、
- ③ 市区町村で実施する集合注射についても、各地域での新型コロナウイルス

スの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討し、感染拡大防止対策を徹底して実施すること、

- ④ 実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施を推進すること

が周知されました。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、令和3年2月8日付け事務連絡により依頼したとおり、狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射における確実な感染防止措置の実施につき、重ねてお願い申し上げます。その上で、各都道府及び市区町村等と連携して集合注射の実施方法も含めた令和3年度の予防注射の接種計画を速やかに策定し、予防注射が漏れなく実施されますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

本件のお問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

事業担当：駒田 松岡 守尾

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
令和3年2月10日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について
(情報提供)

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、標記につきまして、別添のとおり自治体宛て事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年2月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について

新型コロナウイルス感染症については、感染の早期収束につなげていくための取組が全国的に進められているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、早急な接種体制を全国で整備するよう接種体制の構築を進めており、各自治体にもお願いしているところです。

狂犬病の予防注射（以下単に「予防注射」という。）については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項の規定に基づき、犬の所有者又は管理者は、所有する犬について基本的には毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、今年度の予防注射の実施については、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、6月までに予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和2年12月31日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、狂犬病予防法施行規則第11条第1項に規定する期間内に予防注射を受けさせたとみなすこととしました。

令和3年度の予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえた感染症のまん延防止の観点等から、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えないこととする方向での検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、予防注射の実施時期に基づき犬の所有者や獣医師等が感染する機会が増えることのないよう柔軟に予防注射の接種計画を検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。なお、実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施の推進についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染拡大防止対策を徹底いただくようよろしくお願いいたします。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。